

ここが違います。

## 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度

	地域福祉権利擁護事業	成年後見(法定後見)制度
対象となる方	■判断能力が不十分であっても、この事業に関する契約を締結する能力と、利用の意思が確認できる方	■判断能力が常に欠けている状態の方…後見 ■判断能力が著しく不十分な方…保佐 ■判断能力が不十分な方…補助
利用するためには	■権利擁護・市民後見センターへまず相談ください。(電話相談可) ■審査会を経たうえで、本人と社会福祉協議会が契約を交わします。	■本人、配偶者、4親等以内の親族等が家庭裁判所へ申立てします。 ■家庭裁判所が本人に代わる援助者を決定します。
お手伝いできること	■本人の意思決定を援助します。 ・金銭管理サービス ・生活支援サービス ・財産保管サービス	■本人に代わって意思決定が出来ます。 ・財産管理に関する法律行為 ・身上監護に関する法律行為
お手伝いできないこと	■本人に代わって、意思決定したり、法律行為をしたりすることはできません。 ■買い物や身の周りの世話、病院への付き添いなどはできません。	■日用品の購入や実際の介護などはできません。 ■本人が医療行為を受けることに同意したり、入院などの際の保証人になることはできません。

●お問い合わせは

**093-882-4914**

権利擁護・市民後見センター「らいと」

社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会

〒804-0067北九州市戸畠区汐井町1番6号ウェルとばた3階  
Tel.093-882-4914/Fax.093-882-2266

北九州市社協 らいと

検索



令和4年8月発行

# あんしんな暮らしの おてつだい

地域福祉権利擁護事業  
法人後見事業  
市民後見人支援事業  
のご案内



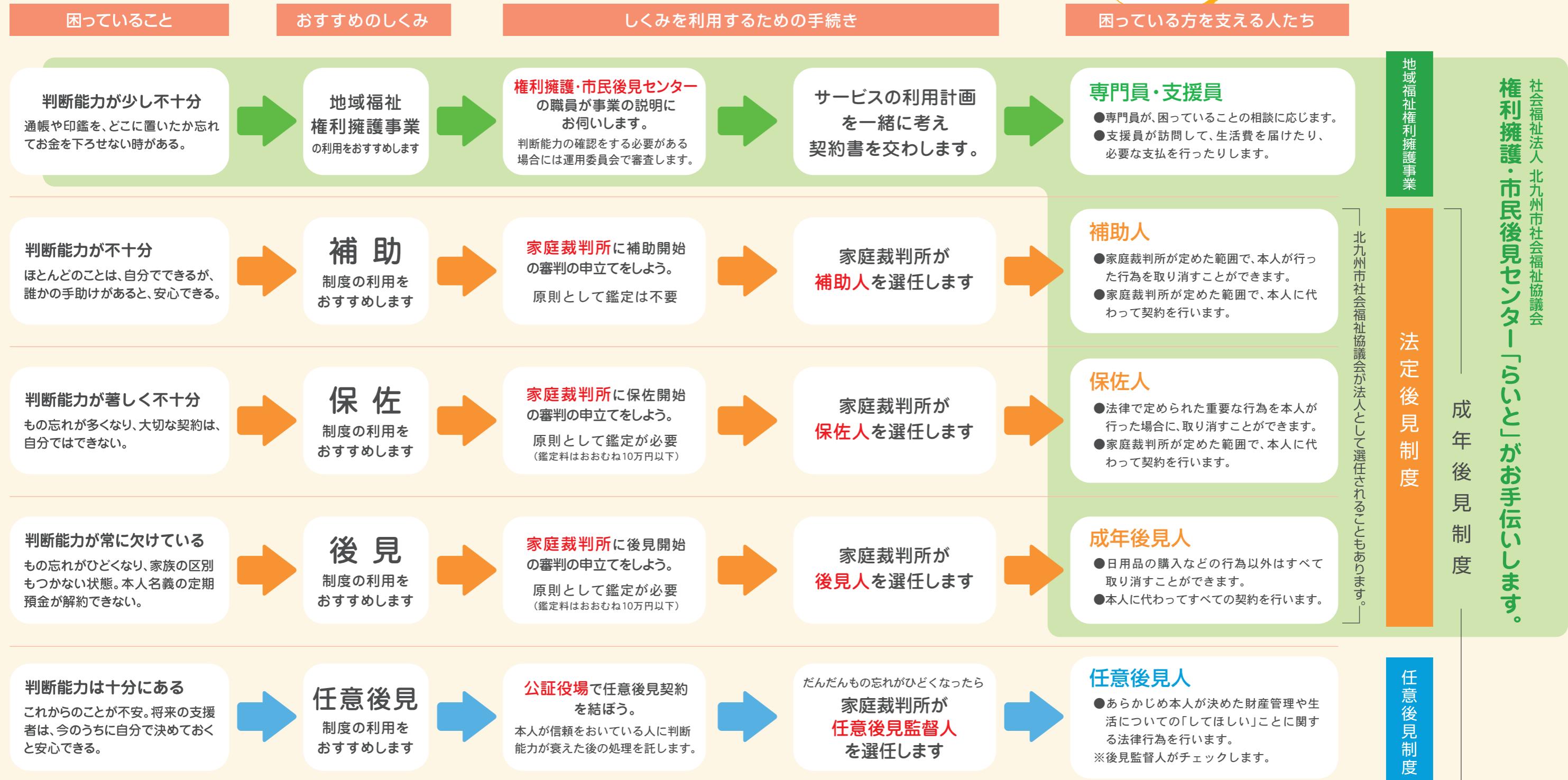
ふれあいネットワーク

社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会

権利擁護・市民後見センター「らいと」

# 困っている方を、どのしくみで支えるといいのかな？

//こんなことに困っていませんか？//





# 権利擁護・市民後見センター「らいと」では 地域福祉権利擁護事業と法人後見事業で 困っている方をトータルにお手伝いいたします。



## 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)

本人の判断能力は不十分であっても、成年後見制度を利用するほどではない方に対して、  
権利擁護・市民後見センター「らいと」が次のようなサービスを提供し、個人の財産と権利を守ります。

### 相談

高齢者や障害者の福祉サービス等の利用及び  
生活に関わることや、日常的金銭管理等に関  
わる相談を受け付けています。

- 相談時間:月～金曜日  
午前8時30分～午後5時  
(祝祭日・年末年始12月29日～1月3日を除く)

- 相談料は無料です。

### 利用できる方

次のすべてに該当する人

- ① 北九州市にお住まいであること
- ② 認知症や成年である知的障害、精神障害などで  
判断能力が不十分な人
- ③ この事業の利用に関する契約を締結する  
能力と利用の意思があると認められること
- ④ 親族等からの日常的な援助が望めないこと

※本事業の契約にあたっては、死亡解約となった際に  
お預かりしている財産を引取っていただく「保管財産  
引取人」を指定していただきます。

### サービスの内容

#### 金銭管理サービス

日常的な金銭管理が難しい方に、  
金銭に関わるもののお手伝いをします。

##### 具体的な内容

- 日常生活に必要な預貯金の出し入れと  
本人への現金の受け渡し
  - 公共料金、家賃等の支払い
  - 医療費、物品購入等の臨時の経費の支払い など
- ※サービスのご利用は、月4回まで

#### 生活支援サービス

地域で自立し、安定した生活ができるように支援します。

##### 具体的な内容

- 福祉サービス等の利用援助に関するこ  
(福祉サービス等の利用説明、手続き援助等)
- 福祉サービスに関する情報提供、助言
- 福祉サービス等の利用状況の確認
- 定期訪問による見守り(声掛け、安否確認)
- 権利侵害等の問題を発見した際の、関係機関への通報 など

##### 利用料:1回 1,000円

※生活保護受給者は無料  
※金銭管理サービスに伴う振込料等は、利用者の負担です。  
※金銭管理サービスと生活支援サービスは、同時に行います。

#### 財産保管サービス

大切な通帳・証書等をお預かりし、  
金融機関の貸金庫を利用して確実に保管します。

##### お預かりできるもの

- 定期性預貯金証書
- 有価証券(株券、債券等)
- 証書  
(保険証書、不動産権利証書、契約書、遺言証書等)
- 実印、銀行印
- その他、本会が必要と認めるもの

##### お預かりできないもの

- 宝石、貴金属、書画、骨董品等

##### ●利用料:年額 3,000円(月額250円)

※生活保護受給者は無料



(利用料は令和4年8月現在)

## 法人後見事業

権利擁護・市民後見センターを運営して  
いる社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会  
(以下、「市社協」といいます。)が、家庭裁判  
所から「成年後見人」等に選任され、本人の  
支援を行います。

本人を直接支援するのは、支援員と呼ばれる  
スタッフです。支援員とは、北九州市が開催  
する『社会貢献型「市民後見人」養成研修』を  
修了し、後見活動に関する幅広い知識を習得  
した市民スタッフです。

支援員の活動は、市社協が監督します。また、  
市社協が「成年後見人」等として行う行為は、  
家庭裁判所と、第三者で組織する運用委員会  
が監督します。

## 市民後見人支援事業

専門職とは異なる身近な関係を活かした  
後見活動ができる「市民後見人」の監督人に  
就任するなどして、その活動支援を行います。



# 成年後見制度って どんな制度？



成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」の二種類があります。

## 任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自分で選んだ支援者（任意後見人）に、「どのような支援をしてもらうか」を公正証書により契約しておく制度です。本人の判断能力が不十分になったときには、「任意後見人を監督する人」（任意後見監督人）を家庭裁判所に選んでもらいます。任意後見監督人が決まって初めて任意後見人は支援を開始できるようになります。

### ■任意後見契約公正証書の作成に必要な費用

公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
法務局に納付する印紙代	2,600円

- その他、本人らに交付する正本等の用紙、登記嘱託書郵送用の切手代などがかかります。
- 公正証書作成の手数料は、公正証書の作成枚数によって異なる場合があります。

## 法定後見制度

すでに判断能力が不十分な方が、介護サービスの利用契約や不動産・預貯金などの財産管理、遺産分割の協議などをする必要があるときに、自分でこれらを行うことが難しい場合があります。このような場合に、家庭裁判所によって選ばれた支援者（成年後見人等）が、本人の利益を考えながら、本人に代わって契約を結んだり、財産を管理したり、遺産分割協議に加わったりすることによって、本人を保護・支援する制度です。この制度は、本人の判断能力の程度に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型に分けられます。（「後見」、「保佐」、「補助」の内容は次のページの「法定後見制度の種類」参照。）利用するためには、家庭裁判所へ申立てを行います。

### ■法定後見開始の審判の申立てに必要な費用

※申立てに必要な費用は、鑑定料を含め原則として申立人が負担します。

申立手数料(収入印紙)	800円
登記手数料(収入印紙)	2,600円
郵便切手	4,000円程度

- その他、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類入手するための費用などがかかります。
- 後見、保佐開始の申立てを行う場合は、鑑定料(※)が必要です。
- ※本人の判断能力を医学的に十分確認するための医師による鑑定にかかる経費（おおむね10万円以下）
- 申立手数料(収入印紙)は申立内容や類型によって異なります。

## ■法定後見制度の種類

対象となる方		後見	保佐	補助
対象となる方		判断能力が常に欠けている状態の方 例えば、自分の財産を管理したり、処分したりすることが全くできない方など	判断能力が著しく不十分な方 例えば、自分の財産を管理したり、処分したりするには、常に援助が必要な方など	判断能力が不十分な方 例えば、自分の財産を管理したり、処分したりするには、援助が必要な場合がある方など
開始手続き	申立てができる方	本人、配偶者、四親等内の親族（※1）、検察官、市町村長など		
本人の同意		不要	不要	必要
鑑定等の要否		原則として鑑定が必要	原則として鑑定が必要	原則として鑑定は不要
名称		成年後見人	保佐人	補助人
成年後見人等	必ず与えられる権限	●財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）	●特定の事項（※2）についての同意権（※3）、取消権（日常生活に関する行為を除く）	●特定の事項（※2）以外の事項についての同意権（※3）、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為（※4）についての代理権
	申立てにより与えられる権限		●特定の事項（※2）以外の事項についての同意権（※3）、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為（※4）についての代理権	●特定の事項（※2）の一部についての同意権（※3）、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為（※4）についての代理権

※1 四親等内の親族とは、次のような方たちです。

- 父母、祖父母、子、孫、ひ孫
- 兄弟姉妹、甥、姪
- おじ、おば、いとこ
- 配偶者の父母・子・兄弟姉妹

※2 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。  
ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

※3 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意（了承）する権限です。  
保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。

※4 民法13条1項に掲げられている同意を要する行為に限定されません。

## ■法定後見の申立てから開始までの流れ



## ■成年後見の申立てをする人がいない場合は…

### 《北九州市成年後見制度利用支援事業》

身寄りのない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者で判断能力が不十分であり親族による申立てが期待できず、成年後見制度を利用する事が困難な場合に、市長が後見等の開始の申立てを行い、その申立てに係る費用や後見人報酬にかかる費用を収入や財産状況に応じて助成します。

#### お問い合わせ先

65歳以上の方…お住まいの小学校区の地域包括支援センターへ  
障害のある方…お住まいの区役所高齢者・障害者相談コーナーへ

## ■成年後見制度に関するご相談は…

一般社団法人 北九州成年後見センター「みると」へ  
☎093-884-0501

